

「消費税確定申告相談会」日程のご案内

通常日程

- ①会場：川崎西青色申告会館 2階
 ②日程：令和2年3月17日（火）～3月31日（火）（土・日・祝日を除く）
 ③受付時間：午前9時00分～11時30分（会計ソフトの方は11時00分まで）
 午後1時00分～3時30分（会計ソフトの方は3時00分まで）



※ 会計ソフトを利用して消費税の申告をされる方は、**必ず予約をお取りの上**お越し下さい。
 相談時間はお1人1時間ごととなります。

※ 上記日程以外に「土曜日相談会」（午前中のみ）を行います。予約制となりますので、希望される方は必ず予約をお取り下さい。

土曜日相談会日程（予約制） ※開催日前日までに予約がない場合は相談会を行いません。

- ①会場：川崎西青色申告会館 2階
 ②日程：令和2年3月28日（土）
 ③受付時間：午前9時00分～11時00分

相談会にご持参いただくもの

- ♪ 消費税確定申告書・付表（税務署より届いています。なお e-Tax をされている方には届きません。事務所に備え付けの用紙をご利用ください。）
- ♪ 平成29・30、令和元年分「青色申告決算書」・「収支内訳書」（白色申告）の控え
- ♪ 平成29・30、令和元年分「所得税の確定申告書」の控え
- ♪ 帳簿
- ♪ 消費税率区分集計表
- ♪ 平成29・30年分の消費税確定申告書の控え（申告をされた方）
- ♪ 認め印鑑
- ♪ 確定申告のお知らせハガキ・通知書（詳しくは今月配布の「青色だより」、12月配布の「令和元年分の確定申告の留意点」をご覧ください。）
- ♪ 令和元年中において事業用固定資産（車両など）を取得または売却された方はその請求書、領収書など
- ♪ マイナンバーカード⇒本人署名による e-Tax をご利用下さい。カード取得時に設定した各暗証番号を必ずお控えの上お越し下さい。電子申告関連情報記録簿をお持ちの方はご持参下さい。
- ♪ マイナンバー管理表など、申告者本人のマイナンバーが記載されたもの（マイナンバーカードをお持ちでない場合）
- ♪ 本人確認書類のコピー（注1参照）

※ 駐車場を用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください

※ 会計ソフト・ブルーリターンAをご利用でマイナンバーカードをお持ちでない方は、国税庁が定めるOCR規格に準拠した様式で申告書等を印刷して書面提出をします。この場合、申告業務効率化のため、500円の手数料を領収させていただきますのでご了承下さい。

（注1）本人確認書類について

消費税の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、**通知カード（マイナンバーの記載面）**と**運転免許証**や**公的医療保険の被保険者証のコピー**をご用意ください。

消費税の確定申告にあたりご注意いただく点

1. 消費税率の引き上げ（8%→10%）と同時に軽減税率制度（軽減8%）が実施されました。**令和元年分の消費税申告が必要な一般課税の方は、次の税率区分が必要となります。**区分ができていない場合には、正しい申告が行えませんので、区分経理を行ってください。

期間	項目	税率区分
令和元年9月末日まで	売上	8%（標準税率）
	経費	
令和元年10月～12月末日まで （令和2年分以降も右記区分をします。）	売上	8%（軽減税率）
		10%（標準税率）
	経費	8%（軽減税率）
		10%（標準税率）

- ※ 簡易課税の方は、売上についての「事業区分」と「税率区分」が必要となります。
- ※ 手書きで記帳している方で消費税申告が必要な方は、上の表に基づき区分経理を行った上で、**消費税率区分集計表の作成**をお願いいたします。集計表は申告会事務局に備え付けております。
- ※ 会計ソフトで記帳している方は、税率区分にご注意の上、入力をお願いいたします。

2. 令和元年分において消費税の確定申告が必要な方について

①	基準期間（平成29年分）において課税売上高が1,000万円を超えている。
②	特定期間（平成30年1月1日から6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている。 （注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
③	消費税課税事業者 選択 届出書を提出している。

上記①～③の内**いずれか1つでも条件が当てはまる場合は、令和元年分の課税売上高が1,000万円を超えていなくても、消費税の確定申告が必要になります。**必ず各年分の消費税・所得税の確定申告関係書類や各種届出書をご確認の上、消費税の確定申告を行ってください。

3. 消費税の確定申告期限並びに納期限（法定納期限）は、**令和2年3月31日（火）**までです。**現金納付の方は必ず納付書をお書きの上、期限内に最寄りの金融機関より納付をお願いします。**口座振替で納付の方は、令和2年4月23日（木）にご指定の口座より引き落とされます。
4. 令和2年3月31日（火）【最終日】の消費税確定申告書類のお預かりは午前中收受分までとなります。川崎北税務署分につきましては、3月30日（月）の午前中收受分までとなります。
5. 令和元年度分は軽減税率制度が導入されたことにより、申告書の作成相談に大変時間が掛かることが予想されます。ご理解の程よろしくをお願いいたします。

所得税・消費税の確定申告期のお願い

1. **自主申告・自主納税となっております。**申告終了後は**必ずご自身で計算内容・申告内容等をご確認下さい。**また、納付方法につきましても必ずご確認下さい。
申告した内容に誤りがある場合は、**申告期間中（所得税は令和2年3月16日、消費税は令和2年3月31日まで）**であれば、訂正申告をすることができます。なお、申告期間後は更正の請求や修正申告となります。
2. **所得税・消費税相談会期間中のお電話での申告相談等はお断りさせていただきます。**

☆ご不明な点や相談の予約は申告会事務所へご連絡下さい。

川崎西青色申告会 電話 911-4616